

平成28年3月1日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

福祉文教委員会

委員長 渡辺一美

福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 3月1日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
所管事務調査については、中学校の学区再編について協議した。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。

福祉文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第31号 魚沼市子育て支援センター条例の一部改正について
- (2) 議案第32号 魚沼市立学校設置条例の一部改正について
- (3) 議案第33号 魚沼市立病院運営審議会条例の一部改正について
- (4) 議案第34号 魚沼市妊産婦医療費助成条例の一部改正について
- (5) 議案第35号 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (6) 議案第36号 魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- (7) 議案第40号 魚沼地区障害福祉組合理約の変更について
- (8) 議案第41号 魚沼地域胃集団検診協議会規約の変更について
- (9) 議案第42号 魚沼地域胃集団検診協議会の廃止について

2 調査事件

- (10) 所管事務調査について
 - ・ 中学校の学区再編について
- (11) 閉会中の所管事務等の調査について
- (12) その他

3 日 時 平成28年3月1日 午前10時

4 場 所 広神庁舎3階 301会議室

5 出席委員 大平恭児、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、星野武男、高野甲子雄、
本田 篤、(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 大平市長、青木福祉課長、金澤健康課長、森山教育次長、
大島介護福祉室長、吉田健康増進室長、高橋子ども課長、磯部保健班副参事、
小林介護保険係長

8 書 記 小幡議会事務局長、関主任

9 経 過

開 会 (10:00)

渡辺委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審議します。

(1) 議案第31号 魚沼市子育て支援センター条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第1、議案第31号 魚沼市子育て支援センター条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

森山教育次長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。

佐藤(肇)委員 今回、この条例改正によりまして病院にできる病児・病後児保育のところでみるということになるわけなんです、医療施設という形になるのでしょうか、それとも今までどおり教育委員会の所管の部分になるのでしょうか。

森山教育次長 事業主体は今までどおりで、その事業を小出病院にお願いする形になります。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第31号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第31号 魚沼市子育て支援センター条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第32号 魚沼市立学校設置条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第2、議案第32号 魚沼市立学校設置条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

森山教育次長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。

佐藤(肇)委員 今回、この条例改正によりまして井口小学校を湯之谷小学校にかえるということ、それから位置が変わるとこの2点を決めることになるわけなんです、施行が29年4月1日ということで1年以上まだあるわけです。この時点で条例を改正するのは、どのような必要があったのか。早ければ早いほどいいのか、その辺についてどうですか。

森山教育次長 校名が変わることによって、例えば校歌ですとか校章ですとか、いろいろな変更点が出てきますので、きちんと名前を条例上改正した形の中で検討していきたいということで、今回、提案させていただきました。

佐藤(肇)委員 そうすると、28年度1年をかけて校歌だとかいろいろな部分をこれから準備していくということでよろしいでしょうか。

森山教育次長 そういうことになります。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第32号を採決

します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第32号 魚沼市立学校設置条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第33号 魚沼市立病院運営審議会条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第3、議案第33号 魚沼市立病院運営審議会条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

金澤健康課長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第33号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第33号 魚沼市立病院運営審議会条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第34号 魚沼市妊産婦医療費助成条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第4、議案第34号 魚沼市妊産婦医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

金澤健康課長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。

大平委員 今回、2分の1助成から全額助成と位置づけられると思うんですけど、本会議で一部質疑があつて、医師の指示書のようなものがない場合によっては受けられないということが条文に書いてあるわけなんですけど、医師の診断書も金額がかかるため、医療機関を受診している方がいたら非常に負担になるのではないかとということで、その対象にはならないと言っていたと思います。複数の医療機関にかかっている方が、今回の改正によって逆に負担がふえることになるのではないかと少し疑問に思ったものですから、そこら辺のお考えを聞かせていただきたいと思います。

金澤健康課長 この度の改正につきましては、入院医療費自己負担2分の1としていたものを全額に、通院も含むということで改正させていただいております。妊娠・出産にかかわる部分の医療費ということで限定させていただいたということでございます。今まで以上に費用がかかる場合があるのではないかとということですが、私どもはそういうふうには思っておりません。

大平委員 第6条第3項、助成の範囲に不明な事項がある場合となっているんですけど、この不明な事項というのは具体的にはどのようなものを指しているのですか。

磯部保健班副参事 領収書を確認させていただいています。産婦人科のものであれば妊産婦にかかわるものだと確実にわかるんですけど、妊娠に伴って例えば高血圧になった場合、内科に行っていただくこともあろうかと思えます。その場合、妊娠に伴って内科に行ったのか、もともと病気がありかかったのか不明だった場合は確認するという意味です。一般的

に産婦人科の先生から受診しなさいと言われたものであれば、こちらとしては認めるというふうに考えています。

大平委員 理解できました。それから、医療費というのは、具体的には歯科にかかっていると保険外で負担がすごく高くなることもあると思うんですけど、保険内ということなのか、それとも保険外も含めてなのか、そこはどうでしょうか。

磯部保健班副参事 第2条第2号で規定しておりますが、医療費とは医療保険各法に規定するというので、いわゆる保険適用の部分です。

大平委員 妊産婦の方が自分の故意ではなく、例えば災害に遭われて支払いが困難であって、全額助成していただくことが認められればなると思うんですけども、ほかの部分、保険外というふうに私が聞いたときに、それは適用になりませんよという話をされたと思うんですけども、災害に遭われたときに何らかの助成措置が受けられるのかどうか。あるいは、医療費助成以外の部分で何か考えていますか。

大平市長 想定の中の話ということですけど、過去の災害時は、災害見舞金などいろいろな形で国や県から被災者に対する支援がありますので、市としてはそういった場面ごとに考えて進めていくことが望ましいと思っております。

大平委員 今回の医療費助成の改正で予算に盛ってある金額は、何人を想定していますか。

磯部保健班副参事 予算を算出した際には、現在の妊娠届け出数や国保でわかる妊娠分娩産褥、周産期に発生した病態などの数から割り返して想定しました。今の妊娠届け出数が二百三十数件なので、250件程度で計上しております。

佐藤(肇)委員 この制度は、今まで半額だったのを全額という形で、その延長線ですので制度的に導入時点でそう難しいことはないのではないかなというふうには思っているんですが、今までの制度を含めて少し聞かせていただきたいんですが、以前から女性特有の病気を持っておられるとか、慢性的に婦人科を受診されている方、ただそれは妊娠によって当然出産までの間なんですけど、必要な医療を受けなければならないという部分について、妊娠がわかった時点からの補助対象になりますか。

磯部保健班副参事 産婦人科の先生などにもお話を聞きにいきましたけれども、妊娠前から持っている病気は、そこまでのものなんですけど、それによって悪化するとか出産に危機が及ぶといった場合は、先生から指示が出ますので、それは該当になるということです。

佐藤(肇)委員 出産は、子どもがおなかから出た時点でこの対象は終わりなのか、産後のこともあるかと思うんですが、その辺についてはどこまでみていますか。

磯部保健班副参事 第4条に規定していますが、妊娠届をした日から出産した日の翌月の末日までということです。

佐藤(肇)委員 出産した月の翌月の末日となると、生まれる日によって期間がかわってくると思うんです。1日に生まれた人もいれば30日に生まれる人もいる。1日に生まれれば約2カ月ということになるのかと読み取れるんですが、その辺についてはいかがですか。

磯部保健班副参事 末日をもってということで、2カ月の方もありうると思います。

佐藤(肇)委員 1カ月の人と2カ月の人もありますので、公平ではないと言っただけなんですけど、かなり開きがあるのかなと思います。生まれた日の翌月の同日という書き方であれば1カ月という形にできるのかなと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

渡辺委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10 : 18)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10 : 20)

渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

金澤健康課長 今後、運用していく中で検討させていただきたいと思います。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第34号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第34号 魚沼市妊産婦医療費助成条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第35号 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第5、議案第35号 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

青木福祉課長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。

大平委員 対象事業者が1事業者というふうに本会議で話をされましたが、これは介護事業計画の中では対象事業所が1となっていたのではないかと思います。今後、地域包括ケアシステムの中で中心的な部分ではないかと私は思います。対象事業者をもっとふやすということを考えての改正か、見解がありましたらお聞かせください。

青木福祉課長 委員ご指摘のことを考えての改正ということではなく、国の省令の改正に伴う改正でございますが、当然住み慣れた地域が原則ですので、そういった部分で検討は必要かと考えております。

佐藤(肇)委員 この条例、サテライト型指定小規模多機能型居住介護事業所における3年間の経過措置がつけられておりますが、魚沼市の場合はこの経過措置がないと難しいということでしょうか。

小林介護保険係長 小規模多機能型のサテライトになる事業所は、今回対象はございませんが、国の基準省令に基づいて規定しているものであります。特に影響はございません。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第35号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第35号 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

し) 異議なしと認めます。よって、議案第35号 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第36号 魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第6、議案第36号 魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

青木福祉課長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。

佐藤(肇)委員 今回、この条例改正、施行期日が平成25年4月1日からの施行となっておりますが、変更すればかえなければいけないのではないのでしょうか。

青木福祉課長 28年4月1日施行と認識しております。

渡辺委員長 ほかに質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第36号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第36号 魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 議案第40号 魚沼地区障害福祉組合格約の変更について

渡辺委員長 日程第7、議案第40号 魚沼地区障害福祉組合格約の変更についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

青木福祉課長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第40号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第40号 魚沼地区障害福祉組合格約の変更については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(8) 議案第41号 魚沼地域胃集団検診協議会規約の変更について

渡辺委員長 日程第8、議案第41号 魚沼地域胃集団検診協議会規約の変更についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

金澤健康課長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第41号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第41号 魚沼地域胃集団検診協議会規約の変更については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(9) 議案第42号 魚沼地域胃集団検診協議会の廃止について

渡辺委員長 日程第9、議案第42号 魚沼地域胃集団検診協議会の廃止についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

金澤健康課長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。

佐藤(肇)委員 協議会は廃止となりますが、財産はあったのかどうか。あったとすればどのような処分方法になりますか。

金澤健康課長 財産につきましては、主に検診車等がございましたが、まだ使えますので民間の健診機関に売却することになっております。それと、今年度中に残余金の配分が入金される予定になっております。解散に伴う諸費については、最終的には次年度に決算をすることになっております。

佐藤(肇)委員 最終的に小千谷市が事務等をする事になりますか、小千谷市はこの事業を単独で継続していくということですか。

金澤健康課長 協議会そのものを廃止しますので、小千谷市についても民間の健診機関で行うことになっております。

佐藤(肇)委員 廃止が決定されますと、最終的に事務が全て終わるのはいつになりますか。

金澤健康課長 来年度の決算までにはしたいということですので、6月までには決算をして、また、決算については監査や議会への報告が必要ですので、そういった手続があります。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第42号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第42号 魚沼地域胃集団検診協議会の廃止については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(10) 所管事務調査について

・中学校の学区再編について

渡辺委員長 日程第10、所管事務調査についてを議題とします。中学校の学区再編について、

執行部にその後の経過報告を求めます。

森山教育次長　先般2月22日に開催された第8回学区再編検討委員会の結果について、ご報告いたします。今年度最終回の第8回では、前回までの話し合いをまとめる形で委員会としての方針を出し、地域の意見の聞き方等について協議する予定でありましたが、結果として方針が固まらず、また、地域への説明の仕方についても意見がまとまらなかったため、この状況のまま平成28年度へ継続審議とすることといたしました。メンバーについては、できれば現メンバーということをお願いしたんですけども、役員交代など来年度かわる委員については、手戻りがないようにしっかり引き継ぎをしていただくということで全委員の方から了解をいただきました。

渡辺委員長　これから質疑を行います。

大平委員　私も何回か傍聴させていただいているんですけど、方針が固まらないというところで、ある程度の意見が出されているというふうには私は理解しているんですけど、その辺について紹介できる範囲で教えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

森山教育次長　きちんと委員会ですとまとまる段階ではないということは、先ほどお話ししたとおりで、具体的には入広瀬中学校と守門中学校の2校の統合案ですとか、こちらで25年度に計画で提案した入広瀬中学校、守門中学校、広神中学校の3校の統合案ですとか、そういった2案についての意見が多いように感じております。

大平委員　非常に問題が大きいので検討委員会も大変四苦八苦されている状況もあるかと思うんですけども、そうかといってもいつまでも議論というわけにはいかないんじゃないかと私は思います。事務方としては、どのような考え方で今後臨んでいくのでしょうか。

森山教育次長　先ほども申しましたとおり、今年度中に方向性を出したいということで始めた検討委員会ですので、私どもとすれば、できれば今年度中にと考えていたのが結論が得られなかったということで、新年度に入っても早めというふうに考えています。

大平委員　それは、今まで検討委員会の自主性に、会議の運営そのものも自主的にやられた経緯があると思うんですけど、今、教育次長がおっしゃった、そうは言っても早急に何らかの方針、見解を出してもらいたいということはあると思うんですけど、ここについてもやっぱり自主性を尊重し、その中でも検討委員会の中で意見を早期にまとめていくという立場でしょうか。それとも、議論が錯綜してなかなか方針が固まらないという場面も想定されると思うんですけども、非常に難しいと思うんですが、今までの考え方と基本的にはかわらないということですか。

森山教育次長　今までの考え方は、委員おっしゃったとおりです。確かにその方法でやってきて、なかなか議論がまとまらなかったということですので、新年度については、今までのやり方を継続するのか、もうちょっと別のやり方を検討しなければならないのか、教育委員会の中で検討させていただきたいと思います。

佐藤(肇)委員　今ほど説明の中で委員の一部がかわるといいますか、退任されて新しい委員が選任されるということになるというお話をいただきました。引き継ぎをよくしろと言われても、それぞれ個人の考え方がかなり反映してくるのかなというふうに思うんですが、どれくらいの委員がかわるのか、その辺わかりますか。

森山教育次長　全く聞いておりません。私どもは、さっき言ったようにできれば今のメンバーでお願いしたいというお願いをしてありますが、今のメンバーも地区ごとに選出いただ

いておりました、私どものほうで指名したということではございません。そういう経過も踏まえて地区で相談していただくとか、PTAで相談していただくことになろうかと思えます。ただ、1名の方は、役職は降りるんだけど来年度も自分で行きたいと思っていると仰っていただいております。

渡辺委員長　ほかにありませんか。(なし) 本件については、以上とします。

(11) 閉会中の所管事務等の調査について

渡辺委員長　日程第11、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出たいと思いません。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務等の調査については、議長あて申し出を行うことに決定しました。

(12) その他

渡辺委員長　日程第12、その他を議題とします。執行部から報告事項等はありませんか。

金澤健康課長　小出病院関係について報告させていただきます。病院の解体につきましては、今ほど管理棟の工事を始めさせていただきました。本体の解体につきましては、来週あたり入札になるかと思うんですけれども、4月早々に準備に入りたいということでもあります。近隣住民に対しての説明は、4月に入ってから行う予定であります。西病棟の玄関の共用につきましては、4月から道路をちょっと広くして車が回られるようにしながら対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

渡辺委員長　本件については、報告事項とし、以上とします。ほかに執行部からありませんか。(なし) 委員の皆さんからありませんか。(なし) しばらくの間、休憩とします。

休　　憩 (10 : 41)

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開 (10 : 45)

渡辺委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。これで、その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思います。本日の福祉文教委員会は、これで閉会とします。

閉　　会 (10 : 46)